

浜長保険センター安全だより

令和4年8月23日
 株式会社浜長保険センター第69号
 電話 079-246-2561
 FAX 079-246-2571



今年の暑さは格別でありましたが、暦の上では、夏も終盤を迎え、秋の足音を間近に感じるようになってまいりました。
 コロナ第7波渦中で落ち着かない日々が続いておりますが、くれぐれも健康にご留意なされ、ご活躍されますことをお願い申し上げます。



前回、路側帯、路肩、車道外側線について、少し説明しましたが、今回も引き続き、路側帯の種類と駐停車方法について、説明したいと思います。
 道路標示は、何処でもあり、これを理解しておれば、課題が多少解消すると思います。

問 路肩の意味？

答 路肩は、道路構造令や車両制限令で「道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つため、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分」と定義されています。道路構造令という法律に「道路には車道に接続して路肩を設けるものとする。」と定められており、路肩は車道ではありません。道路管理者が設置します。高速や自動車道では、最低1m、大きな道路では2.5m以上の路肩を設けることとなっています。この路肩を通行すると通行区分違反になります。



問 路側帯の意味？

答 路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道がない道路の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものです。
 (道路交通法第2条)



路側帯における駐停車方法、自転車など軽車両・自動車の通行 可○ 否×

一般路側帯 路側帯の幅が0.75以下	一般路側帯 路側帯の幅が0.75以上	駐停車禁止路側帯 (実線と破線)	歩行者用路側帯 (実線2本)
自転車など軽車両通行 ○	自転車など軽車両通行 ○	自転車など軽車両通行 ○	自転車など軽車両通行 ×
単車・自動車通行 ×	単車・自動車通行 ×	単車・自動車通行 ×	単車・自動車通行 ×

